

品川区私立幼稚園預かり保育推進事業補助金交付要綱

制定 平成 22 年 2 月 26 日区長決定 要綱第 14 号

改正 令和 3 年 8 月 6 日部長決定 要綱第 261 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、品川区内の私立幼稚園における預かり保育事業（以下「事業」という。）の実施に係る必要な経費の一部を助成するため、品川区私立幼稚園預かり保育推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付し、少子化や都市化・核家族化による社会構造の変化や、就業形態の多様化による幼稚園においての預かり保育ニーズの拡大に応え、預かり保育事業の充実を推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 私立幼稚園 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づき国および地方公共団体以外の者が設置する幼稚園をいう。
- (2) 保護者 満 3 歳から小学校就学の始期に達するまでの私立幼稚園に通園する幼児（以下「園児」という。）と同一の世帯に属し、当該園児に係る保育料を納入した者をいう。
- (3) 預かり保育 教育課程に係る教育時間外の時間帯に保育を必要とする園児を幼稚園で保育することをいう。
- (4) 平常期 一年度のうち、幼稚園教育を実施する期間をいう。

(事業計画の提出)

第 3 条 事業を実施しようとする者は、品川区私立幼稚園預かり保育推進事業計画書（第 1 号様式）を区長に提出しなければならない。

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の対象となる経費は、私立幼稚園が預かり保育担当教職員を配置し、当該私立幼稚園において、次に掲げる預かり保育を実施する際に要する経費（以下「補助対象経費」という。）とする。（ただし、補助金の交付を受けようとする私立幼稚園が、同年度において、品川区私立幼稚園預かり保育事業（きんだあくらぶ）補助金交付要綱（平成 17 年要綱第 7 号）に基づく補助金の交付を受けているときは、補助金を交付しない。）

- (1) 教育時間終了後に 2 時間預かり保育を週 4 日以上実施している場合
 - (2) 上記にさらに 1 時間以上預かり保育を週 4 日以上実施している場合
- (補助金額の算定)

第 5 条 区長は、前項の基準を満たす場合には、別表 1 により算定した額を、予算の範囲内で補助する。

(交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者は、品川区私立幼稚園預かり保育推進事業補助金交付申請書（第 2 号様式）その他区長が必要と認めた書類を区長に提出しなければならない。

(交付決定および通知)

第 7 条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、品川区私立幼稚園預かり保育推進事業補助金交付決定通知書（第 3 号様式）により申請者に通知するものとする。

(請求)

第 8 条 前条の規定による通知を受けた者は、補助金の交付決定の日から 14 日以内に品川区私立幼稚園預かり保育推進事業補助金交付請求書（第 4 号様式）により区長に請求しなければならない。

(補助金の交付)

第 9 条 区長は、前条の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(関係書類の整備)

第 10 条 前条の規定により補助金の交付を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象経費の執行状況を常に明確にするため、補助金の収入および支出に係る記録を整備し、補助金交付年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

(実績報告)

第 11 条 補助対象者は、補助金交付年度の翌年度の 4 月末までに、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 品川区私立幼稚園預かり保育推進事業補助金実績報告書（第 5 号様式）
- (2) 品川区私立幼稚園預かり保育推進事業補助金執行内訳書（第 6 号様式）
- (3) その他区長が必要と認めた書類

(執行状況報告)

第12条 補助対象者は、補助対象事業の執行状況について区長から報告を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(交付決定の取消し)

第13条 区長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助対象経費以外の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第14条 補助対象者は、前条の規定による取消しがあった場合において、すでに補助金の交付を受けているときは、その全部または一部を区長が指定する期日までに遅滞なく返還しなければならない。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

第1号様式（第3条関係）

年　月　日

品川区長あて

幼稚園名	
住所	
設置者	

年度 品川区私立幼稚園預かり保育推進事業計画書

1. 在籍園児数および預かり保育予定人数

基準日(4月当初現在)	3歳児	4歳児	5歳児	合計
在籍園児数				
預かり保育予定人数 (見込み人数)				

2. 預かり保育従事者数(見込み人数)

区分	従事者数	備考
(早朝)		
午後		
(長期休暇期)		

第2号様式（第6条関係）

年　月　日

品川区長あて

幼稚園名	
所在地	
設置者	

年度品川区私立幼稚園預かり保育推進
事業補助金交付申請書

品川区私立幼稚園預かり保育推進事業補助金交付要綱に基づき、下記のとおり補助金を交付されるよう申請します。

記

1. 補助金の申請額 ￥_____ -

「内訳」 ①￥_____ -
 ②￥_____ -

2. 平均預かり人数 _____人

第3号様式（第7条関係）

年　月　日

幼稚園設置者
様

品川区長

年度品川区私立幼稚園預かり保育推進事業補助金
交付決定通知書

年　月　日付で申請のあった　　年度品川区私立幼稚園預かり保育推進
事業補助金について、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

1. 補助金額　　¥　-

2. 補助金の使途　　幼稚園預かり保育事業のためのものとする。

3. 補助条件　　補助金の交付を受ける私立幼稚園の設置者は、次の補助条件に従わ
なけばならない。

- (1) 補助金の収入、支出に関する帳簿を整備し、経理および補助対
象経費の執行状況を常に明確にしておく。
- (2) 補助対象経費の執行状況について、区長から報告を求められた
場合は、速やかにこれに応じる。
- (3) 区長から補助金の返還命令が出されたときは、指定された期日
までに補助金を返還する。

第4号様式（第8条関係）

年　月　日

品川区長あて

印

幼稚園名	
所在地	
設置者	印

年度品川区私立幼稚園預かり保育推進
事業補助金交付請求書

年　月　日付、　　発第　　号により交付決定された　　年度品川
区私立幼稚園預かり保育推進事業補助金について、下記の金額を請求いたします。

記

金額	千	百	十	万	千	百	十	円
----	---	---	---	---	---	---	---	---

※ 金額はアラビア数字を使用し、訂正は認められません。

※ 金額の頭に￥の記号を併記してください。

第5号様式（第11条）

年　月　日

品川区長あて

幼稚園名	
所在地	
設置者	

年度品川区私立幼稚園預かり保育推進事業補助金
実績報告書

年　月　日付、　　発第　　号で交付決定した、　　年度品川区私立
幼稚園預かり保育推進事業補助金の使途について、下記のとおり実績報告します。

記

1. 補助金額　　¥ _____ -

2. 補助金の使途　　年度品川区私立幼稚園預かり保育推進
事業補助金執行内訳書のとおり

第6号様式（第11条関係）

年度 品川区私立幼稚園預かり保育推進
事業補助金執行内訳書

設置者名

区分	①区補助金執行額	備考
総額		
A 人件費		
B 水光熱費		
C 教材費		
D 間食費		
E その他		
F		
G		

A～G欄に内訳をご記入ください。